

匝瑳の魅力ある海岸づくり会議規約

(名称)

第1条 本会は、匝瑳の魅力ある海岸づくり会議(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、匝瑳市の海岸において、防護、利用及び環境を考慮した海岸保全対策について協議を進め、魅力ある海岸づくりに資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 侵食状況

(2) 侵食対策

(3) 前2号に定めるもののほか、会議が必要と認めた事項

(組織)

第4条 会議は、別表に掲げる委員28人をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、別表に掲げる委員のうち学識経験者の互選による。

2 会長は、会務を統理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、匝瑳市及び千葉県海匝土木事務所に置く。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。

2 会議の傍聴は、別に定める会議傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成23年12月10日から施行する。